

日本の食文化の発信に係る 文化庁の取組



平成29年10月25日(水)

2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会における
日本の食文化の発信に係る関係省庁連絡会議(第3回)

文化芸術振興基本法の一部を改正する法律概要

第一 趣旨

1. 文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと
2. 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること

第二 改正の概要

1. 題名等

法律の題名を「文化芸術基本法」に改めるとともに、前文及び目的について所要の整理を行う。

2. 総則

基本理念を改めるとともに、文化芸術団体の役割、関係者相互の連携及び協働並びに税制上の措置を規定する。

〈基本理念の改正内容〉

- ①「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備、②我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成、③児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性、④観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的な連携

3. 文化芸術推進基本計画等

政府が定める「文化芸術推進基本計画」、地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」（努力義務）について規定する。

4. 基本的施策

- ① 芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能の振興について、伝統芸能の例示に「組踊」を追加するとともに、必要な施策の例示に「物品の保存」、「展示」、「知識及び技能の継承」、「芸術祭の開催」などへの支援を追加。
- ② 生活文化の例示に「食文化」を追加するとともに、生活文化の振興を図る。
- ③ 各地域の文化芸術の振興を通じた地域の振興を図ることとし、必要な施策の例示に「芸術祭への支援」を追加。
- ④ 国際的な交流等の推進に関する必要な施策の例示に「海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援」及び「文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣」を追加。
- ⑤ 芸術家等の養成及び確保に関する必要な施策の例示に国内外における「教育訓練等の人材育成への支援」を追加。

など

5. 文化芸術の推進に係る体制の整備

政府の文化芸術推進会議、地方公共団体の文化芸術推進会議等について規定する。

第三 その他

文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方等を含め検討を加え、必要な措置を講ずる。

(平成29年6月23日公布・施行)

日本の食文化の発信に係る文化庁の取組

食文化の次世代の継承に向けた取組

- ◇ 伝統文化親子教室事業において、地域の伝統料理の体験活動等、食文化の継承の取組を支援。
- ◇ 文化芸術による子供の育成事業において、食文化の専門家を小学校・中学校等へ派遣し、郷土料理に関する講話、調理実習などを実施。
- ◇ 食文化や茶道、華道などの「生活文化」の振興策を検討するための生活文化調査研究事業を実施。
- ◇ 平成29年度「文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業」において、地域に伝わる精進料理をはじめとする食と風土の体験事業等を支援。
- ◇ 平成29年度「第32回国民文化祭・なら2017」において、「宇陀市薬草文化祭」を実施。
- ◇ 平成29年7月5日に文化庁主催「食文化シンポジウム～奈良の食文化にまつわるおはなし～」を実施。

食文化の発信に関する体制の充実にに向けた取組

- ◇ 平成29年度から、文化庁地域文化創生本部に、食文化を含む生活文化の担当調査官を配置。

食文化関係者の地位向上に向けた取組

- ◇ 文化活動に優れた成果を示し、我が国の文化の振興に貢献された個人・団体を表彰する「文化庁長官表彰」において食文化関係者を表彰。

【参考：H28年度】

宮寄英男（株式会社近鉄・都ホテルズ志摩観光ホテル料理顧問）

※係数は全て内数

地方創生と経済活性化等の推進

✓国際文化芸術発信拠点形成事業 2,611百万円(新規)

文化資源により社会的・経済的な価値を創出し、訪日外国人(インバウンド)の増加や活力ある豊かな地域社会の形成等に資するため、芸術祭などを中核とし、文化芸術と観光、まちづくり、食、国際交流、福祉、教育、産業その他関連分野と有機的に連携した、国際発信力のある拠点形成を支援する。

✓文化芸術創造拠点形成事業 2,570百万円(2,460百万円)

地方公共団体が主体となり、地域住民や地域の芸・産学官とともに実施する、食文化等も含めた地域の文化芸術資源を活用した取組や、地方公共団体等による文化事業の企画・実施体制を構築・強化する取組を支援する。

文化芸術創造活動への効果的な支援

✓共生社会実現のための芸術文化振興事業 504百万円(新規)

障害者芸術の発表や交流の機会を拡大し、障害者や高齢者、外国人など全ての人が芸術文化活動に参加できる施策を展開するとともに、外国人等が我が国の食文化等暮らしの文化を学習し、地域社会に溶け込むための方策など、共生社会の実現を推進する。

✓国民文化祭 243百万円(243百万円)

国民の各種文化活動を全国的な規模で発表する場を提供し、顕彰等を実施することにより、文化活動への参加意欲の喚起、文化創造の促進、食文化等も含んだ地方文化の発展に資する。

文化芸術による「創造力・想像力」豊かな子供の育成

✓文化芸術による子供の育成事業 5,540百万円(5,223百万円)

子供たちに対し、一流の文化芸術団体や芸術家による質の高い文化芸術(食文化を含む)を鑑賞・体験する機会を身につけるとともに、実技指導やワークショップ等を実施する。

✓伝統文化親子教室事業 1,288百万円(1,238百万円)

子供たちが親とともに、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道、郷土料理などの伝統文化・生活文化を体験・修得できる機会を提供する。また、これまで体験機会がなかった地域の子供たちにも新たに地方公共団体が中心となり伝統文化・生活文化に触れる機会を提供する

生活文化に関する調査

✓生活文化調査研究事業 15百万円(13百万円)

食文化、茶道等の生活文化等について、次世代へ継承するための方策を検討するための実態調査等を実施する。